2　旧共済法の定めるところにより締結された共済契約（以下この条において「旧共済契約」という。）であって、施行日前に旧共済法第七条第二項第一号に規定する一定の月分以上について掛金の納付を怠った場合における旧共済契約の解除については、なお従前の例による。

3　旧共済契約であって、施行日前に旧共済法第七条第四項第二号又は第三号に掲げる事由が生じたものに係る解約手当金の支給については、なお従前の例による。

4　分割払の方法による共済金の支給期月については、当該分割払の請求が施行日前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

5　旧共済契約であって、施行日前に旧共済法第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の支給を受けるべき遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

6　施行日前に個人たる小規模企業者としての地位において締結した旧共済契約に係る共済契約者（旧共済法第二条第一項第四号に掲げるものに限る。）が、旧共済法第七条第三項の規定により旧共済契約を解除した後、施行日前に再び共済契約者となった場合における掛金納付月数の通算については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　施行日前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百号

全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正）

第一条　全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「第十一号」を「第十号」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号及び第六十条第三号中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第九号」に改める。

第百四十七条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに同法第五十条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の三十二」を「第三十条の三十一」に改める。

第十二条第二項第一号の二中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。第二十四条の二第一項第三号及び第二項第三号において「番号利用法」という。」を加える。

第二十四条の二第一項第三号中「法第三十条の四十四第五項」を「番号利用法第十七条第二項」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に、「同条第一項」を「番号利用法第二条第七項」に改め、同条第二項第三号中「法第三十条の四十四第五項の規定による」を削り、「の住民基本台帳カード」を「について番号利用法第十七条第二項の規定による個人番号カード」に改める。

第二十四条の三第七号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に、「有効期間」を「及び有効期間」に改める。

第三十条の三中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第三十条の八中「個人番号」を「住民票コード」に、「この条から第三十条の十一まで」を「この章」に改める。

第三十条の八の次に次の一条を加える。

（総務省への住民票コードの提供方法）

第三十条の八の二　機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードの総務省への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。次項において「番号利用法施行令」という。）第二十条第四項及び第五項に定めるところによる。